

第1部 計画の概要

第1章 概要

1. 計画改定の趣旨

21世紀は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直して、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。そのため、廃棄物は、その発生を最小限に抑え、発生した場合でも資源として最大限に活用し、どうしても資源として活用できないものについては、安全、安心な処理を行うことで、環境への負荷をできるだけ少なくすることが必要となります。

本県では、循環型社会の形成を目指して、県民、事業者及び行政がそれぞれの役割分担のもとで取り組むための指針として、平成24年3月に「第2次岐阜県廃棄物処理計画」（以下「本計画」と言います。）を策定し、廃棄物の減量化や適正処理に向けた取り組みを行っていますが、この間にも新たな課題が明らかとなっています。

本計画は、中間年度に当たる平成28年度に中間見直しを行うこととしています。そこで、計画期間前半における廃棄物の減量化の進捗状況や計画に基づく取り組みについて点検を行ったうえで、現在、本県が直面している課題を明らかにし、更には、この間に行われた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、本計画において「廃棄物処理法」と言います。）等の改正や平成28年1月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、本計画において「国の基本方針」と言います。）等との整合性などに留意しながら、計画期間後半（平成29年度～平成32年度）の取組方針と具体的な施策について検討を行いました。

その結果、本計画の基本的な考え方である「循環型社会の形成」「生活環境の保全」「不適正処理対策の推進」を維持しながら、直面する課題に即して、取組方針と具体的な施策の見直しを行うこととしたものです。

2. 基本的な考え方

本計画の実効性を高め、目標を達成するには、県民、事業者、廃棄物処理業者、市町村及び県（以下「各主体」と言います。）が自主的かつ積極的に次のような取り組みを進める必要があります。

- ・県民は、自らが廃棄物の排出者であることを理解し、家庭ごみの減量など、循環型社会の形成に向けた取り組みに自主的かつ積極的に参加する。
- ・事業者は、排出者責任と拡大生産者責任の原則に立ち、循環利用と適正処理に努める。
- ・廃棄物処理業者は、適正処理を行うとともに、廃棄物処理施設に対する理解を高めるため、情報の公開を進める。
- ・市町村は、廃棄物の減量化、再生利用に向けた施策を推進するとともに、廃棄物の適正処理を行う。また、廃棄物処理施設に対する理解を高めるため、情報の公開を進める。
- ・県は、適正処理が確保されるよう事業者・廃棄物処理業者への指導監督を行うとともに、市町村に対する技術的援助に努める。また、市町村と連携し、循環型社会づくりに向けた機運を高める。

本計画が、各主体が自主的かつ積極的な取組みを進め、相互に連携して循環型社会の形成を図るための指針としての役割を果たすため、計画の基本的な考え方を以下のとおり定めました。

循環型社会の形成

循環型社会の形成を図るために、

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）による資源の有効利用を進めます。
- 廃棄物の適正処理を進めます。

生活環境の保全

環境美化の実現を図るために、

- 県民総ぐるみによる環境美化運動を推進します。

不適正処理対策の推進

不法投棄等の不適正処理を撲滅するために、

- 廃棄物の不適正処理の監視体制を確保します。
- 地元自治体・警察等との連携を図ります。
- 廃棄物の不適正処理の未然防止及び不適正処理案件の早期発見・早期措置に努めます。

3. 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成32年度までとします。なお、社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等が行われた場合においては、必要に応じて適宜見直しを図るものとします。

4. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、国の基本方針に即して定める計画です。

5. 計画の対象

本計画の対象は、廃棄物処理法第2条で規定する一般廃棄物及び産業廃棄物とします。＊

※ 廃棄物処理法第2条では、放射性物質及びこれによって汚染された物を除くこととされています。このため、本計画においても、放射性物質及びこれによって汚染された物を対象から除外しています。